

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 2 月まで

私は、昭和 44 年 4 月の結婚を契機に国民年金に加入し、納付を続けていた。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月の結婚を契機に国民年金に加入し、保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間直前の同年同月から 45 年 3 月までの納付記録が平成 21 年 2 月 25 日に追加処理されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされているが、A 社会保険事務所では、申立人が昭和 44 年度の国民年金保険料に係る領収書を提出した上、同期間の保険料に係る還付の記録も無いことから、同領収書に合わせて納付記録を追加するために昭和 45 年 4 月 1 日資格喪失の記録も追加したとしていることから、申立期間当時、申立期間は未加入期間ではなかったものと推認できる。

さらに、昭和 43 年 8 月 5 日以降申立人に係る住民票の異動が無いにもかかわらず、申立人に対する国民年金手帳記号番号は 44 年 3 月 1 日及び 49 年 3 月 1 日に重複して払い出されており、申立人から提出された領収書には 44 年に払い出された記号番号が記されている。一方、B 市保管の国民年金被保険者名簿には 49 年に払い出された新しい記号番号が記されているが、同名簿には昭和 44 年度の保険料納付に係る記載は無く、二重手番払出しに伴う統合処理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間については、国民年金保険料の未納が無く、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年10月までの期間及び57年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年10月まで
② 昭和57年1月から61年3月まで

私は、国民年金の漏れがないように保険料を納付してきたつもりなので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫から健康保険の遠隔地被保険者証が届いたので、国民健康保険と国民年金をいったんやめる手続きをし、その後、申立期間①及び②の期間に国民年金への加入手続きは行っていないとしているところ、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格は昭和55年7月1日に喪失していることが確認できる上、その後に国民年金への加入手続きが行われた状況は見当たらない。

また、申立人は、昭和57年7月から平成元年ごろまでについては、厚生年金保険被保険者期間も国民年金に重複加入し、国民年金保険料も継続して納付していたとしているが、申立人は、二重に納付したとする期間の国民年金保険料の還付を受けたことは無いとしており、社会保険庁のオンライン記録及びA市保管の被保険者名簿においても、重複加入していたとする期間に係る還付記録は無いことから、申立人の主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、婚姻後に住所を他市町村に移動したことは無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月まで
父が納税組合を通じて私の国民年金保険料を納めていたはずだ。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、納付したとする申立人の父は既に他界しており、申立人自身は直接関与しておらず、具体的な加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 9 月に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立期間は過年度保険料となるため、納税組合では納付できない期間である。

さらに、申立人は、結婚する昭和 51 年 2 月までは住所の移動が無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間、54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 63 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 63 年 12 月まで

私は、国民年金保険料を納付しており、国民年金の免除申請手続は一切していない。申立期間①、申立期間②のうち昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間及び申立期間③のうち 63 年 4 月から同年 12 月までの期間が未納とされていること、申立期間②のうち 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間③のうち 57 年 4 月から 63 年 3 月までの期間が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、夫婦一緒に漏れが無いように国民年金保険料を納付していたと主張しているが、一方で、自身が病気で入院したことを契機として、その後 7 年ほど保険料を納付しなかった期間があった、夫婦一緒に納付ではなかった時期もあったとするなど、主張と相反する内容の供述をしている上、いったんは 6 年ほど保険料納付を免除された記憶があるとしながら、後に、免除申請を行ったことは無いと供述するなど、申立人の主張には一貫性が無い。
- 2 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 42 年 1 月から 50 年 3 月までの期間が未納となっているが、申立人はそのうち、48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を納付したとしている。しかしながら、申立期間の始期を 48 年 4 月からとする根拠については、定かでないとしている。

3 申立期間②のうち昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間及び申立期間③のうち 63 年 4 月から同年 12 月までの期間が未納となっていることについて、申立人は、保険料の納付を開始した 36 年 4 月から平成 10 年まで、保険料の集金を行っていたのは、最初の集金人の A 氏及び途中から引き継いだ B 氏の 2 名だけだったとしているが、関係者への聴取の結果、当該 2 名の集金人の間には、別の集金人がいたことが確認でき、申立人の供述と符合しない。

また、申立人は、保険料を後からまとめて納付したことは無いとしているが、C 町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を 3 年 2 月にまとめて過年度納付していることが確認でき、過年度保険料は集金人には納付することができないことから、申立人の主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人が平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を過年度納付した 3 年 2 月の時点で、申立期間③のうち昭和 63 年 4 月から同年 12 月までの期間は、時効により納付できない期間となっている。

加えて、申立人は、D 村（現在は、C 町）から住所を移動していないことが確認できるなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 申立期間②のうち昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間③のうち 57 年 4 月から 63 年 3 月までの期間が免除となっていることについて、申立人は、申立人の夫も含め、これまで保険料納付を免除されたことは無いとしているが、C 町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の保険料を追納したことが確認できることから、免除されたことは無いとする主張は合理的でない。

5 そのほか、申立人がいずれの申立期間についても、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの期間、54年7月から55年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで
② 昭和54年7月から55年3月まで
③ 昭和56年4月から61年3月まで

私の国民年金保険料は妻が納付しており、国民年金の免除申請手続は一切していない。申立期間①及び②のうち昭和54年7月から同年12月までの期間が未納とされていること、申立期間②のうち55年1月から同年3月までの期間及び申立期間③が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の保険料納付に関与しておらず、すべて申立人の妻に任せていたとしている。

また、申立人の妻は、夫婦一緒に漏れが無いように納付していたとしていたが、一方で、自身が病気で入院したことがあり、入院していた時期は、夫婦一緒に納付ではなかったとし、当初の主張とは相反する内容の供述をしている上、いったんは6年ほど保険料納付を免除された記憶があるとしながら、後に、免除申請は行ったことは無いと供述するなど、申立人の妻の主張には一貫性が無い。

2 申立期間①及び②のうち昭和54年7月から同年12月までの期間が未納となっていることについて、申立人の妻は、保険料の納付を開始した36年4月から平成10年まで、保険料の集金を行っていたのは、最初の集金人のA氏及び途中から引き継いだB氏の2名だけだったとしているが、関係者への聴取の結果、当該2名の集金人の中には、別の集金人がいたことが確認でき、申立人の妻の供述と符合しない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻も、申立期間①は未納期間となっている。

さらに、申立人は、平成 14 年に現在の住所地に転居するまでは、C村（現在は、D町）から住民票を異動していないことが確認できるなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立期間②のうち昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間③が免除となっていることについて、申立人の妻は、申立人も含め、これまで保険料納付を免除されたことは無いとしているが、D町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は、56 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料を追納していることが確認でき、夫婦ともに免除されたことは無いとする主張は合理的でない。

4 そのほか、申立人がいずれの申立期間についても、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から14年5月まで

私は、平成13年の暖かい時期に督促状を受け取り、12年4月から13年3月までの国民年金保険料として15万円から16万円をA町役場の2階で社会保険事務所の人にまとめて納めた。同年4月からの保険料は役場の1階の窓口で納めた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年に督促状を受け取った後に12年4月から13年3月までの国民年金保険料をまとめて納付し、過年度納付したのはこの1回だけであると主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、16年7月2日に申立期間直後の14年6月から15年2月までの保険料11万9,700円を過年度納付していることが確認できる。仮に、申立期間の保険料を13年ごろにまとめて納付したとすると、過年度納付した回数は2回となり、過年度納付は1回だけであるとする主張は不自然である。

また、申立人が過年度納付したことが確認できる平成16年7月の時点で、申立期間の全部が時効のため納付できない期間である。

さらに、申立人は、A町役場で社会保険事務所の人に国民年金保険料を納めたとしているが、B社会保険事務所では平成16年7月2日に同役場に社会保険事務所の職員が出向いて集合徴収を行ったとしており、集合徴収が行われた日とオンライン記録の過年度納付の年月日とが一致している。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年2月まで
私の国民年金保険料は、夫が納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付は、申立人の夫が行っていたので申立期間が未納になっていることに納得できないとしている。しかしながら、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、自身が昭和39年8月に厚生年金保険に加入したことに伴い、役場窓口で申立人及びその夫の国民年金被保険者資格の喪失届を出したとし、申立人とその夫二人分の国民年金保険料の納付を再開した42年3月までは保険料を納付していない期間があったとしているところ、A町保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格はともに39年8月1日に資格喪失し、42年3月1日に再取得していることが確認でき、申立人の夫の主張と符合する。

また、申立人は、結婚した昭和39年3月以降、住所を他市町村に移動したことは無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年6月までの期間及び48年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年6月まで
② 昭和48年2月及び同年3月

昭和53年ごろに国民年金保険料の未納分を今ならまとめて納付できると通知が来たので、4万いくらの保険料は大変だったが、役場で納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろに国民年金保険料の未納分を今ならまとめて納付できるという通知が来たことを受け、54年1月に保険料をまとめて納付したとしている。しかしながら、同年1月は第3回特例納付実施期間内ではあるものの、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、平成5年1月8日に、昭和36年4月1日から38年9月26日に訂正されていることから、54年当時は、36年4月から39年12月までの期間及び48年2月から同年3月までの期間の47か月間が未納期間であったものと推認でき、特例納付は、制度上、先に経過した月の保険料から順次行うものとされていることから、申立期間のみを選んで納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立人が4万いくらの国民年金保険料を納付したとしているが、仮に、昭和54年当時未納とされている47か月間の保険料を特例納付したとすれば、それに要する保険料額は18万8,000円となり、申立人が納付したとする金額とは大きく異なる。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 50 年 6 月まで
20 歳の時、父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていてくれたはずだ。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時、申立人の父が国民年金への加入手続を行い保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、申立人の父からは具体的な加入手続等については聞いていないとしており、加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 7 月に払い出されており、その時点で申立期間のほとんどは時効により納付できない期間である上、申立人は、住所を移動したことが無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、オレンジ色の年金手帳以外所持したことは無いとしているが、当該手帳は昭和 49 年 11 月から交付開始となったものであり、43 年から国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不合理な点がみられる。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間の保険料を、今現在の金額で納めるように言われた。一度に納めるのは大変だから 4 回に分けて納めると良いと言われたものの、預金も無く、納付を思い止まるところであったが、ちょうどできたばかりの農業施設に働き口を見つけ、幼い子供を連れ、土日も休まず働いてようやく納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として 12 万円納付したとしているが、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とは大きく異なっている。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したのは昭和 48 年ごろであり、申立期間当時の保険料額ではなく、同年当時の保険料額で納付するように言われたとしているが、申立期間は免除期間となっており、制度上、免除期間の保険料を追納する場合には、免除された当時の保険料額で納付することとされていることから、申立人の主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人の夫についても、申立期間中、20 か月の免除期間があるが、申立人は、保険料を納付するように言われたのは申立人 1 人であることから、申立人自身の保険料のみを納付したとしており、免除期間の保険料追納の勧奨としては不自然な点がみられる。

加えて、社会保険庁保管の特殊台帳によれば、申立人は、昭和 50 年 12 月に、36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を特例納付していることが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。